

# 平成 22 年度第一期 一級建築士定期講習 二級建築士定期講習 木造建築士定期講習 受講案内

登録講習機関

財団法人 建築技術教育普及センター

登録年月日：平成 20 年 11 月 28 日 登録番号：第 1 号

平成 20 年 11 月 28 日に施行された新建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3 年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という）を受けることが義務付けられています。

## ■ 経過措置

現在建築士事務所に所属又は平成24年3月31日までに所属した建築士は、平成24年3月31日までに最初の建築士定期講習を受ければよいこととなります。なお、現在建築士事務所に所属していない建築士の方も建築士定期講習を受講することができ、講習修了後に建築士事務所に所属した場合は、法定講習の受講として扱われます。

※ 経過措置の適用期限(平成24年3月31日)が迫ってくると、受講を希望される方が過度に集中し、希望される講習会場での受講が困難になることが予想されます。該当される方はなるべく平成21年度から平成22年度までに受講をされますようお願いいたします。

## § 1. 講習案内

### 1-1. 受講申込関係書類の配布

- (1) 配布期間 随時（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）
- (2) 配布時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
- (3) 配布場所 (社)長野県建築士会 本会及び支部事務局（4 頁参照）  
※ 受講を希望する者 1 人に 1 部  
※ 郵送での配布は致しません。最寄りの支部事務局へお越し下さい。

### 1-2. 受講申込書の受付

- (1) 受付期間 平成 22 年 3 月 1 日(月)～3 月 12 日(金)(ただし、土曜日、日曜日は除く。)
- (2) 受付時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
- (3) 受付場所 (社)長野県建築士会 本会事務局のみ

## ■ 受講申込書の配布及び受付に係る注意事項

- ・ 申込書の配布部数が予定数に達した場合や受講申込者数が定員に達した場合は、配布や受付期間中であっても配布及び受付を終了します。
- ・ 申込書の配布及び申込受付を終了した団体名等は、当センターホームページでお知らせいたします。

### 1-3. 受講手数料(テキスト代を含む)

15,750円（消費税額 750円を含む）。

- (1) 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかつた場合を除き、返還されません。
- (2) 受講申込書類の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還いたします。
- (3) 講習テキストは講習日当日に会場配布します。

### 1-4. 講習日及び講習地

- (1) 希望する講習地の講習日を選択して下さい。
- (2) 講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合は又は極端に少ない場合は、希望する講習地の講習日で受講ができない場合があります。

### 1-5. 講習地及び講習日の変更

転勤などやむを得ない事情がある場合で、且つ、変更先の会場に余裕のある場合に限り、講習地及び講習日の変更が可能です。指定された講習日の 1 週間前までに、変更希望先の講習地の各団体へ、申し出て下さい。

### 1-6. 講習の構成

- (1) 講習は 1 日で実施し、テキストを使用した講義(5 時間)と修了考査(1 時間)の構成になります。なお、講義及び講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 一級建築士定期講習、二級建築士定期講習及び木造建築士定期講習の講義時間、講習内容は同一ですが、修了考査の問題数が異なります。
- (4) 講習開始時刻等の当日の実施時刻は、3 頁の講習時間割(予定)により必ず確認して下さい。  
(講義及び修了考査の時間の変更はありません。)

### 1-7. 修了者の発表

- (1) 講習修了者の発表は、講習実施月の翌月末を予定しています。
- (2) 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。
- (3) 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表の公表については、講習を実施した各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) に掲載します。
- (4) 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度 4 月末に各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。

## § 2. 受講申込み

### 2-1. 受講資格

一級建築士、二級建築士又は木造建築士として登録している方

### 2-2. 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書(所定の用紙)
- (2) 写真3枚  
無帽・無背景・正面上3分身を写した証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)で、受講申込み締切日を起算日として6ヶ月以内に撮影したもの。写真の裏面に講習地の都道府県名、氏名を記入し、受講申込書の所定の欄に貼付して下さい。
- (3) 振替払込受付証明書(お客さま用)  
所定の払込用紙を使用し、必ず窓口で個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される「振替払込受付証明書(お客さま用)」を受講申込書の所定の欄に貼付して下さい。
- (4) 建築士免許証又は建築士免許証明書の写し(B5サイズに縮小し貼付して下さい。)
  - ①一級建築士、二級建築士又は木造建築士の方は、それぞれ一級建築士、二級建築士又は木造建築士免許証又は建築士免許証明書の写しが必要となります。
  - ②建築士免許証等を紛失等の理由で再交付手続き期間中の場合は、登録証明書でも可とします。

#### ■複数の建築士免許を有する方への案内

複数(一級、二級又は木造)の建築士免許を有する方は、その複数の建築士免許証の写しを提出することによって、当該複数の建築士定期講習の申込みを行ったものとして扱います。この結果、この一回の建築士定期講習を受講することによって、修了と判定されたそれぞれの建築士定期講習について、建築士定期講習修了証が交付されます。(※建築士免許証の提出がない建築士資格については、当該建築士定期講習の受講とは扱われず、当該資格の建築士名簿に受講履歴の登録がされませんのでご注意ください。)

※複数の建築士免許証を提出された場合であっても、受講手数料は15,750円(消費税額750円を含む)となります。

(例) 一級、二級建築士免許を有している方は、一級建築士免許証と二級建築士免許証の写しを申込み時に提出されると、一級、二級両方の建築士定期講習を申込みしたことになります。受講された結果、一級建築士定期講習が修了と判定された方には、一級建築士定期講習と二級建築士定期講習の修了証を交付します。また、一級建築士定期講習を未修了と判定され、二級建築士定期講習は修了と判定された方には、二級建築士定期講習修了証を交付します。

### 2-3. 受講申込方法

#### (1) 受付会場での受講申込み

受講申込書関係書類と同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要な事項を記入し、必要書類を添付のうえ、(社)長野県建築士会 本会事務局へ持参して下さい。

(受講申込書関係書類の記入内容の確認を行いますので、本人がご持参下さい。)

#### (2) 郵送による受講申込み(3頁の注意事項参照)

- ①受講申込書関係書類と同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要な事項を記入し、必要書類を添付のうえ、(社)長野県建築士会 本会事務局へ簡易書留郵便により送付して下さい。
- ②受講申込みは3月12日(金)の消印のあるものまで有効です。料金別納・後納郵便については受講申込み締切日までに着いたものに限り受付をします。
- ③受講票送付のため、あて先明記の受講票返送用封筒(長3:縦12cm×23.5cm)に80円切手を貼って同封して下さい。

#### (3) 受講申込みに関する注意事項

- ①受講手数料の振込みをしたにもかかわらず、受講申込者数が定員に達したために受講申込ができなかった場合には、次回の講習(同一団体が受付を行う講習に限り)を優先的に受講申込できます。又、受講申込ができなかった「振替払込受付証明書(お客さま用)」は、次回の申込み(平成22年度中に実施する講習に限り)に、そのまま使用できます。
- ②受講申込書等における記載内容の不備なもの(申込者氏名が自署でないもの等)及び必要書類のそろっていないものは受付できません。
- ③婚姻等の理由で、証明書等の氏名が変更になっている場合には、戸籍抄本等(謄本、個人事項証明書又は全部事項証明書でも可。)氏名の変更が確認できる書類を受講申込書に貼付して下さい。
- ④受講申込みにより提出した書類については、受講資格なしと判定された場合を除き返還いたしません。
- ⑤受講に際し、車椅子を利用される方や介護などの措置が必要な方は、申込時に各団体へお申し出下さい。ただし、障害の程度、会場の都合により希望する措置を受けられない場合があります。

### 2-4. 受講票の発行

受講票は受講申込時にお渡しします。なお、郵送で受講申込みされた方には後日受講票を送付いたします。

## § 3. 個人情報の取扱いについて

- ・建築士定期講習受講者の受講情報は、財団法人建築行政情報センターの建築士名簿に登録されます。
  - ・収集した個人情報は、当財団の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。
- なお、詳細については、当センターホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)をご覧ください。

## § 4. 講習日・講習会場

### ■ 講習日・講習会場案内

【受付 9:00~】

会場コード	講習日	講習会場	定員
2I-01	6月2日(水)	佐久合同庁舎 講堂 佐久市跡部 65-1 Tel 0267-63-3111(代)	150名
2I-02	6月10日(木)	ホクト文化ホール(長野県民文化会館) 小ホール 長野市若里 1-1-3 Tel 026-226-0008	150名

### 今後の開催予定

第三期 (9月上旬受付予定)	11月10日(水)	飯伊地域地場産業振興センター 大ホール 飯田市上郷別府 3338-8	100名
	12月9日(木)	長野県松本文化会館 中ホール 松本市水汲 69-2	200名
第四期 (12月上旬受付予定)	平成23年3月上旬	伊那市	未定
	平成23年3月中旬	長野市	未定

### ■講習の時間割(予定)

予定時間	項目	項目【内容】	時間
9:00~	受付開始		
9:30~ 9:40	受講説明(注意事項説明)		10分
9:40~10:40	講義	建築物の建築に関する法令に関する科目①	60分
10:50~12:20		建築物の建築に関する法令に関する科目②	90分
12:20~13:20	休憩(昼食)		60分
13:20~14:20	講義	建築物の建築に関する法令に関する科目③	60分
14:30~16:00		設計及び工事監理に関する科目	90分
16:00~16:10	休憩		10分
16:10~16:20	修了考査説明(注意事項説明)		10分
16:20~17:20	修了考査 (テキスト参照可) 正誤方式	一級建築士 (40問) ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目	60分
		二級建築士 (35問) ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条に規定する建築物を除く)の設計及び工事監理に関する科目	
		木造建築士 (30問) ・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物(法3条及び3条の2に規定する建築物を除く。)の設計及び工事監理に関する科目	

### ■注意事項

#### 1. 郵送受付について 《長野県では郵送による受付も行います。》

- ① 受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、所定の封筒を用いて簡易書留郵便により送付して下さい。
- ② 郵送による申込は3月12日(金)の消印があるものまでを受付けます。
- ③ 受講票送付のため、所定の受講票返送用封筒にあて先を明記のうえ、**80円切手**を貼って同封して下さい。

(受講申込書を本会事務局へ直接持参して申込みをされる場合は受講票をその場で発行いたしますので返信用封筒は不要です。)

- ④ 郵送による受付の場合、申込書送付後1週間以上受講票が届かない場合はお問い合わせ下さい。

#### 2. 受講申込について。

- ① 講習は申込みのあった建築士資格についてのみ受講・修了されたこととなり、申込みのない建築士資格については未修了となりますので、お持ちの建築士資格は全て記入する必要があります。

(例えば、一級建築士と二級建築士の両方の資格をお持ちの場合は、必ず申込書の建築士資格の欄へ両方の免許証登録番号を記入されるとともに、免許証または免許証明書の写し(B5サイズ)を貼付してください。)

4頁へつづく

3. 講習について。

- ① 受講申込書は平成 22 年度の受講申込書をご使用ください。平成 21 年度の受講申込書は使用できません。また、22 年度の受講申込書は 22 年度を通して使用できます。
- ② 講習は 1 日で実施し、テキストを使用した講義(5 時間)と修了考査(1 時間)の構成になります。なお、講義及び講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。
- ③ 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。

■受講申込書受付場所・問い合わせ先

事務所名	〒	所在地	電話
(社) 長野県建築士会 本会事務局	380-0872	長野市大字南長野字宮東 426-1 建築士会館 2F	026(235)0561

■受講申込書配布場所

■社団法人 長野県建築士会

事務所名	〒	所在地	電話
(社) 長野県建築会 本会	380-0872	長野市大字南長野字宮東 426-1 長野県建築士会館 2 F	026(235)0561
〃 佐久支部	385-8533	佐久市跡部 65-1 佐久地方事務所 建築課内	0267(63)8080
〃 上小支部	386-8555	上田市材木町 1-2-6 上小地方事務所 建築課内	0268(26)1412
〃 埴科支部	388-8006	長野市篠ノ井御幣川 306-1 長野県建築住宅センター内	026(293)5990
〃 諏訪支部	392-8601	諏訪市上川 1-1644-10 諏訪地方事務所 建築課内	0266(58)6624
〃 上伊那支部	396-8666	伊那市荒井 3497 上伊那地方事務所 建築課内	0265(78)6403
〃 飯伊支部	395-0034	飯田市追手町 2-678 下伊那地方事務所 建築課内	0265(22)9770
〃 木曾支部	397-8550	木曾郡木曾町福島 2757-1 木曾地方事務所 建築課内	0264(24)2457
〃 松筑支部(市)	390-8620	松本市丸の内 3-7 松本市役所 建築指導課内	0263(35)1259
〃 〃 (住)	390-0852	松本市島立 988-1 建築住宅センター松本事務所内	0263(40)3802
〃 安曇野支部	390-0852	松本市島立 988-1 建築住宅センター松本事務所内	0263(40)3286
〃 大北支部	398-8602	大町市大町 1058-2 北安曇地方事務所 将建築課内	0261(22)5208
〃 更級支部	388-3006	長野市篠ノ井御幣川 306-1 長野県建築住宅センター内	026(290)5030
〃 須高支部	382-0013	須坂市須坂 164-1 クラージュさざか 建築住宅センター須坂事務所内	026(248)6629
〃 中高支部	383-0022	中野市中央 2-1-35 水橋ビル 3 F	0269(22)5485
〃 飯水支部	383-8515	中野市壁田 955 北信地方事務所内 建築課内	0269(23)5445
〃 長野支部	380-0813	長野市緑町 1605-14 長野ダイヤモンドビル 9F	026(225)9980

当士会ホームページ (<http://www.nagano-kenchikushikai.org/>) で、制度案内、受講に関する情報を提供しています。

■問い合わせ先 (平日 9 : 30~17 : 00)

	〒	所在地	電話
(財) 建築技術教育普及センター	104-0031	東京都中央区京橋 2-14-1	03(5524)3105
(社) 日本建築士会連合会	108-0014	東京都港区芝 5-26-20 建築会館 5 階	03(3456)2061
(社) 日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀 2-21-6 八丁堀 NF ビル	03(3552)1281

当センターホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) で、制度案内、受講に関する情報を提供しています。